



KOYO 光陽国際特許事務所
光陽国際特許法律事務所

光陽通 ま

発行月：2025年1月

明けまして
おめでとうございします



2025



KOYO INTERNATIONAL PATENT FIRM



ごあいさつ

お客様のご発展に役立つこと、それが私たちの使命です。知的財産権の分野においては、国際的重要度が増し、出願書類の質、納期、サービスにおいて、益々高いものが要請されるようになり、その要請に応えられるよう、日々、精進しております。

この度、第32号として、冬号を発行致しました。常日頃より弊所をご愛顧頂いているお客様には、日々の感謝を申し上げるとともに、知財業務のお役に立つ情報となれば幸いです。

また、新たに特許事務所をお探しのお客様には、これを機会に弊所をより深く知って頂き、是非弊所をご検討・ご用命くださいますようお願い申し上げます。

2025年冬号 目次

- ごあいさつ p1
- 判決に学ぶ p2
- 海外の特許事情 p3
- 商標登録出願の拒絶理由通知書に対する意見書の延長 p4
- ネットワーク関連発明等の法改正の動き p5
- 著作物等に対するフリーランス法の適用 p6
- 事務所の概要 p7
- 銀座界隈「てくてくグルメ」 p8



判決に学ぶ

(令和4年(ワ)第24476号 特許権侵害差止等請求事件)

弁理士 荒船博司

第1 初めに

本判決は特許権者である原告が、被告の製品が原告特許発明の技術的範囲に属し、被告による当該商品の製造、販売等は本件特許権を侵害するとして、損害金等の支払いを求めた事案である。

ここでは、この判決文中、侵害の前提となる、被告製品が原告の特許発明の技術的範囲に入るか否かの当事者の主張と裁判所の判断とその判断に関係する部分についてのみ抽出して学べることを考える。証拠書類等は紙面の都合上、省略する。

第2 事案の概要

1. 事案の要旨

本件は、発明の名称を「照明装置」とする発明についての特許（以下、「本件特許」といい、その請求項1記載の特許発明を「本件特許発明」という。）に係る特許権（以下、「本件特許権」という。）の特許権者である原告が、別紙商品目録記載の商品は本件特許発明の技術的範囲に属し、被告による当該商品の製造、販売等は本件特許権を侵害すると主張して、被告に対し、損害金等の支払いを求めた事案である。

2. 前提事実

(1) 当事者は原告（本件特許権者）と被告（本件特許権を侵害するとして訴えられている被告）とし、具体的な会社名は省略する。

(2) 本件特許

原告は、特許第6813851号の特許権「照明装置」（本件特許権）を有している（本件特許に係る明細書及び図面を「本件明細書」といい、明細書の発明の詳細な説明中の段落番号を【0001】などと、図を【図1】などと、それぞれ記載する。）。

(3) 本件発明に係る特許請求の範囲

本件特許請求の範囲の請求項1の記載は、

A 赤色光を発光する赤色光手段と、

青色光を発光する青色発光手段と、

緑色光を発光する緑色光手段とを有する発光部と、

B 人の覚醒度合に関する生体情報を取得する覚醒度合生体情報取得部と、

C/D 覚醒度合生体情報取得部で取得した人の覚醒度合に関する生体情報に応じて前記三つの発光手段の発光量の総和を略一定にしたままそれぞれの発光手段の発光量比を変化させるための調節部と、

E を有する照明装置若しくはディスプレイ。

(4) 被告の扱う商品（本件各マットレス（本件マットレス（1）と（2））、本件各照明装置）が本件特許発明の技術的範囲に入るか否か

(a) 本件マットレス（1）、本件各照明装置等の構成（甲5、乙1、2、弁論の全趣旨）

ア 本件マットレス（1）は、当該マットレスを使用する人の睡眠の状態を計測する機能を備えている。

イ 本件各照明装置の発光部は、色温度が異なる2種類の白色に発光するLED（昼光色のLEDと電球色のLED）で構成されている。なお、当該LEDは、いずれも青色LEDチップを黄色の蛍光体を含む樹脂で封止したものである。

本件各照明装置は、付属又は別売りのリモコンによる操作が可能となっており、本件各照明装置の一部の商品においては、使用者が、当該リモコンに設けられた「明るい＜＞暗い」ボタン及び「白い色＜＞暖かい色」ボタンを押すことで、当該照明装置の明るさ（「明るい」←→「暗い」）及び色温度（「白い色」←→「暖かい色」）を、それぞれ何段階かで変更できる。また、本件照明装置一部の商品においては、使用者が、本件各照明装置と連携する「あかりモ」を称するアプリをスマートフォンにインストールし、そのアプリの実行画面に表示される「調光調色マップ」の四角い領域の四辺部に設けられた白色外向きの三角を押すことで、当該照明装置の明るさ（「明るい」←→「暗い」）及び色温度（「白い色」←→「暖かい色」）を、それぞれ何段階かで変更できる。

ウ 本件マットレス連携アプリ（「Your Sleep」と称するアプリ）は、本件マットレス（1）を使用した人の睡眠深度、睡眠スコア、睡眠時間、睡眠効率、寝つき時間、中途覚醒回数、目覚めの状態及び深い睡眠をそれぞれ表示する機能を備えている。

(5) 本件マットレス（1）及び本件各照明装置の構成要件充足性

本件マットレス（1）は、構成要件Bを充足する。

また、本件各照明装置は、構成要件Eを充足する。

3. 爭点

(1) 被告が製造、販売等する商品が本件発明の技術的範囲に属するか（争点1）

ア 被告が製造販売している商品の範囲（争点1－1）

イ 構成要件Aの充足性（争点1－2）

ウ 構成要件C/Dの充足性（争点1－3）

(2) 無効の抗弁の成否（争点2）

この裁判の判決では、被告製品は本件特許発明の技術的範囲に

属さず、原告の請求は理由がないとされ、無効の抗弁の成否は判断されてないので、無効の抗弁の成否に関する記載部分については省略する。

4. 爭点に関する当事者の主張

(1) 争点1－1（被告の商品の範囲）について

（原告の主張）

被告の商品は、以下のア又はイのとおり（選択的主張）、本件各マットレスと本件各照明装置とを組み合わせて一体とした商品である。即ち、本件各マットレスと本件各照明装置とは、通信装置によって繋がっており、「発光部」、「覚醒度合生体情報取得部」及び「調節部」をそれぞれ有する商品が有機的に関連付けられて一つの機能を持つ商品となっているものである。

ア 本件各照明装置は、いずれも各照明装置に付属する調光調色可能リモコン又は調光調色用スマートフォンアプリ「あかりモ」による操作ができる。

そして、本件各マットレス及び本件各照明装置を組み合わせたものを一体の商品「本件組合せ商品1」として、製造、販売等している。

イ 被告は、本件マットレス、本件各照明装置及び「快眠環境サポートサービス」（本件各マットレスで計測した睡眠データに基づき、本件マットレス連携アプリの実行画面に、睡眠状態をグラフやスコアなどの形で表示せるもの）を組み合わせたものを一体の商品（これを「本件組合せ商品2」といい、本件組合せ商品1と総称して「本件各組合せ商品」という。）として、本件組合せ商品2の製造、販売等をしている。

（被告の主張）

被告は、本件各マットレスと本件各照明装置とを一体のものとして、製造、販売等をしたことではない。

なお、本件各照明装置のうちの一部は、「快眠環境サポートサービス」に対応していない。

(2) 争点1－2（構成要件Aの充足性）について

（原告の主張）

ア「赤色光を発光する赤色発光手段」、「青色光を発光する青色発光手段」及び「緑色光を発光する緑色発光手段」の意義

本件明細書の【0025】は、「赤色発光手段は、概ね610～670nmの光を発するもの」、「赤色発光手段は、…赤色を發し得るものであればよい。」との記載のとおり、当該波長の光を發していれば赤色発光手段であると定義しており赤色発光素子に限定していない。また、本件明細書の【0024】には、「発光部が有する各色の発光手段の数は一又は複数」と記載されている。さらに、本件明細書の【0020】においても、「本件発明はこれら実施形態に何ら限られたものではなく、その要旨を逸脱しない範囲において、種々なる態様で実施し得る。」旨が注記されている。したがって、本件発明の「赤色発光手段」は、上記波長域の光を發するものであれば足りる。

青色発光手段と緑色発光手段についても同様に、それぞれ「概ね435～490nmの波長の光を発するもの」（【0026】）と「概ね495～570nmの波長の光を発するもの」（【0027】）であれば足りる。

したがって、一つの発光手段で「概ね610～670nmの波長の光」、「概ね435～490nmの波長の光」及び「概ね495～570nmの波長の光」を発するもの、より具体的には白色光を発光する発光手段も、「赤色光を発光する赤色発光手段」、「青色光を発光する青色発光手段」及び「緑色光を発光する緑色発光手段」に当たる。

イ 本件各照明装置の構成

白色光である本件各照明装置の一部は、その発光部が青色LEDと黄色の蛍光体によって構成されており、黄色の蛍光体に青色LEDが発した光線を照射することによって、白色の光線を生成している。LEDが生成する白色光のスペクトルは、「概ね435～490nm」、「概ね495～570nm」及び「概ね610～670nm」の波長域を全て含んでいる。

ウ 小括

前記（1）（原告の主張）のとおり、本件各組合せ商品は、本件各照明装置と他の商品とを組み合わせたものである。

したがって、本件各組合せ商品は、構成要件Aを充足する。

（被告の主張）

ア「赤色光を発光する赤色発光手段」、「青色光を発光する青色発光手段」及び「緑色光を発光する緑色発光手段」の意義

構成要件Aの「赤色光を発光する赤色発光手段」とは、その文言上、用語の通常の意味として、赤色に発光する手段を指す理解される。

また、本件明細書の【0025】にも、「赤色発光手段は、概ね610～670nmの波長の光を発するもので、例えばLEDや有機ELなどの発光素子を用いることで実現でき、これ以外の発光素子であっても赤色光を発し得るものでれば良い。」と記載されている。

したがって、「赤色光を発光する赤色発光手段」とは、特許

請求の範囲の文言の通常の意味に鑑みて、本件明細書の記載を参照しても、「赤色」に「発光する」「手段」と理解される。

「青色光を発光する青色発光手段」及び「緑色光を発光する緑色発光手段」についても、同様に「青色」に「発光する」「手段」及び「緑色」に「発光する」「手段」と理解される。

イ 構成要件Aを充足しないこと

本件各照明装置は、色温度が異なる2種類の白色に発光するLED（昼光色のLEDと電球色のLED）で構成されているから、構成要件Aの「赤色光を発光する赤色発光手段」、「青色光を発光する青色発光手段」及び「緑色光を発光する緑色発光手段」をいずれも有しない。

したがって、本件各照明装置は、構成要件Aを充足しないから本件各組合せ商品の構成にかかわらず、構成要件Aを充足する余地はない。

(3) 争点1－3（構成要件C/Dの充足性）について

（原告の主張）

ア「調節部」の意義

構成要件C/Dの調節部の制御が自動的に行われるものであることは、本件発明特許請求の範囲にも本件明細書にも何ら記載がない。本件明細書中の「このような装置の一部をソフトウェアとして構成することができる」との記載（【0023】）は、本件発明の実施形態の一つを示しているものにすぎない。

本件発明は、ヒトの生理は照明の波長によって変化するという自然法則を利用し、少なくとも、明るさ（照度）を維持しつつ照明の波長によってヒトの生理を変えるという課題を、ヒトの覚醒度合（生理）に応じて照度を略一定にしつつ色温度を変化させるという技術的思想をもって解決した点に、発明性が認められるものである。構成要件C/Dの調節部の「調節部」の制御が、手動、半自動及び自動のいずれであるかという点は、本件発明の根幹ではなく、使用者が任意に選択すべき実施形態の一つにすぎない。

したがって、「調節部」には、使用者が手動で発光量の総和を略一定にしたまま発光量比を変化させる機能を備える構成を含むものである。

イ「略一定」の意義

「一定」とは、「ある決めた状態・もの。一分量」を意味する。そして、「略一定」とあるように厳密に同一である必要はなく、「ある決めた状態」に対し、ある程度の差を許容して「一定」であるとみなせるものを含む。

ウ 本件各組合せ商品の構成

(ア) 本件各照明装置に付属するリモコンには、「白い色＜＞暖かい色」、「明るい＜＞暗い」のボタンがそれぞれ設けられており、「暖かい色」ボタンを押下すると照明は暖色へと変化し、「明るい＜＞暗い」ボタンを押下すると照明が変化する。そして、本件各照明装置の照度は、これらボタン操作により次のように変化する。

ボタン操作	ルクス
操作前	90. 3
「白い色」1回押下	93. 2
「白い色」2回押下	95. 8
「白い色」3回押下	98. 7
「白い色」4回押下	101. 9
「白い色」5回押下	104. 5
「暗い」1回押下	90. 3

このように、本件各照明装置は、付属のリモコンの「白い色」ボタンを5回押下した後、「暗い」のボタンを1回押下することにより、発光量を略一定にしたまま、暖かい色から白い色へ変化させることができる。

カタログにおいても、本件各組合せ商品の壁型リモコンを用いて色温度を2700Kから6200Kに上昇させた場合の照度の変化は10%以内となっている旨が記載されている。

(イ) また、本件各照明装置は、電磁的に接続された端末（スマートフォンなど）のアプリ「あかりモ」に表示される「調光調色マップ」の四角い領域の4辺部に設けられた外向きの矢印を押すことで、四角い領域内の任意の点に調光調色可能となっており、「明」又は「暗」という照度変更をすることなく、「暖かい色」又は「白い色」に調色できる。

工 あてはめ

本件各組合せ商品の使用者は、本件マットレス連携アプリの表示を見ながら、本件各照明装置に付属するリモコン等を操作して、各発光手段の発光量比を変化させることができる。その際、当該使用者は、光色を直感的に選択できる微細な予知があるにすぎず、それ以外の制御は、発光部、覚醒度合生体情報取得部及び調節部のいずれにおいても、機械が自動的に実行している。

また、前記ウ（ア）及び（イ）のとおり、本件各照明装置は、付属するリモコン又は「あかりモ」をインストールして、電磁的に接続された端末（スマートフォンなど）から発信する信号によって、発光量を略一定にしたまま、赤色光と青色光と緑色光のそれぞれの発光手段の発光量比を変化させることができるものである。

「快眠環境サポートサービス」は「あかりモ」と連携するものであるから、「あかりモ」を用いて、発光量を略一定にしたまま、赤色光と青色光と緑色光のそれぞれの発光手段の発光量比を変化させることができると、快眠環境サポートサービス」を用いても同様の動作となることは明らかである。

オ 小括

以上によれば、本件各照明装置は、構成要件 C / D の「前記三つの発光手段の発光量の総和を略一定にしたまま、それぞれの発光手段の発光量比を変化させるための調節部と、」との構成を有する。

そして、前記（1）（原告の主張）のとおり、本件各組合せ商品は、本件各照明装置と他の商品とを組み合わせたものである。

したがって、本件各組合せ商品は、構成要件 C / D を充足する。（被告の主張）

ア 本件各照明装置は「生体情報に応じて…発光手段の発光量の総和を略一定にしたままそれぞれの発光手段の発光量比を変化させる調節部」との構成を有しないこと

照明装置の使用者が、自分の意思及び判断で発光量の総和を略一定にしたままそれぞれの発光手段の発光量比を変化させること（すなわち、人間である当該使用者が「調節」する場合は、人間の精神活動そのものを含んでおり、特許法2条1項所定の「発明」に当たらない。本件発明が同項所定の「発明」に当たるとすれば、このような人間の活動を前提とする構成は、当然に構成要件 C / D の「調整部」に含まれない。

そして、本件明細書の【0029】、【0044】及び【0045】の記載を参照すれば、構成要件 C / D の「生体情報に応じて…発光手段の発光量の総和を略一定にしたままそれぞれの発光手段の発光量比を変化させる調節部」とは、生体情報に応じて三つの発光手段の発光量の総和を略一定にしたままそれぞれの発光手段の発光量比を変化させるためのプログラムを備えるなど、生体情報に応じて自動的に発光手段の発光量の総和を略一定にしたままそれぞれの発光手段の発光量比を変化させる機能を有する構成を指すものと理解される。

しかし、原告の主張する明るさや色温度の調節は、本件各照明装置が行っているのではなく、リモコン等を操作する者により行われている。すなわち、本件照明装置には、生体情報に応じて自動的に発光手段の発光量の総和を略一定にしたままそれぞれの発光手段の発光量比を変化させる機能は備わっていない。

イ 本件各照明装置は「発光手段の発光量の総和を略一定にしたままそれぞれの発光手段の発光量比を変化させる」構成を有しないこと

原告の主張する本件各照明装置の照度変化は、最大約14ルクス（14.5ルクスから90.3ルクスへと13.6%減少）に達する。

したがって、本件各照明装置が「発光量の総和を略一定にしたままそれぞれの発光手段の発光量比を変化させる」構成を備えないことは明らかである。

第3 裁判所の判断

1 本件明細書の記載事項等

本件明細書の記載事項によれば、本件発明に関し、以下の開示があると認められる。

従来、睡眠促進などに関与しているメトニンの分泌に青色の光が影響を及ぼすことに鑑み、体内リズムを好ましく調整するための技術として、青色発光体の発光強度を調整することで使用者の生体リズムを調整して、かつ色温度を略一定に保ち白色光を形成する光源に係る技術があつたが、青色発光体の発光強度を弱めつつ色温度を略一定にしようとすると、青色発光体の発光強度のみならず緑色発光体及び赤色発光体の発光強度をも弱めることになり、光源による明るさも低下することになるため、かかるさを維持することが求められる照明装置に適用することができないという課題があった（【0002】ないし【0004】、【0006】）。

「本発明」は、上記課題を解決するため、赤色光を発光する赤色発光手段と、青色光を発光する青色発光手段と、緑色光を発光する緑色発光手段とを有する発光部と、人の覚醒度合に関する生体情報を取得する覚醒度合生体情報取得部と、覚醒度合生体情報取得部で取得した人の覚醒度合に関する生体情報に応じて前記三つの発光手段の発光量の総和を略一定にしたままそれぞれの発光手段の発光量比を変化させるための調節部とを有する照明装置との構成を採用したものであり、赤色、青色及び緑色の各発光手段の発光量の総和を略一定にしたまま、青色光の発光を抑制するといった調節などを行うことのできる照明装置を提供することができるとの効果を奏する（【0009】、【0018】）。

2 爭点1-2（構成要件Aの充足性）について

事案に鑑み、まず、争点1-2について検討する。

（1）「赤色光を発光する赤色発光手段」、「青色光を発光する青色発光手段」及び「緑色光を発光する緑色発光手段」の意義

ア 発光手段の個数について

本件発明の特許請求の範囲には、構成要件 A における「発光手段」として、「赤色光を発光する赤色発光手段」、「青色光を発光する青色発光手段」及び「緑色光を発光する緑色発光手段」の三つが並列に記載されている。他方で、本件発明の特許請求の範囲及び本件明細書において、「赤色発光手段」、「青色発光手段

及び「緑色発光手段」のうち、いずれか一つ又は二つの発光手段を全く構成が許容されていることを示す記載はない。

また、構成要件 C / D において、「前記三つの発光手段の発光量の総和を略一定にしたままそれぞれの発光手段の発光量比を変化させる」として、「三つの発光手段」及び「それぞれの発光手段」と記載されていることからすると、「三つ」の「それぞれの発光手段」を区別できることが前提とされていると理解することができる。

したがって、構成要件 A の「発光部」は、「赤色光を発光する赤色発光手段」、「青色光を発光する青色発光手段」及び「緑色光を発光する緑色発光手段」の3種類の発光手段を、それぞれ少なくとも1個以上備えているものと解するのが相当である。

イ 各発光手段が発する光について

本件明細書には、「赤色発光手段は、概ね610nm～670nmの波長の光を発するもので、…赤色光を発するものであればよい」として、「【0025】」、「青色発光手段は、概ね435nm～490nmの波長の光を発するもので、…青色光を発し得るものであればよい」として、「【0026】」、「緑色発光手段は、概ね495nm～570nmの波長の光を発するもので、…緑色光を発し得るものであればよい」として、「【0027】」、これらの記載から、「赤色発光手段」が「赤色光を」、「青色発光手段」が「青色光を」、「緑色発光手段」が「緑色光を」、それぞれ「発し得るもの」であり、「概ね610nm～670nmの波長の光」、「概ね435nm～490nmの波長の光」及び「概ね495nm～570nmの波長の光」が、それぞれ、「赤色光」、「青色光」及び「緑色光」として人間に認識されること、技術常識である。

したがって、「赤色光を発光する赤色発光手段」とは「赤色光」と認識される光を発する「発光手段」を、「青色光を発光する青色発光手段」とは「青色光」と認識される光を発する「発光手段」を、「緑色光を発光する緑色発光手段」とは「緑色光」と認識される光を発する「発光手段」を、それぞれ意味するものと解される。

ウ 原告の主張について

（ア）原告は、一つの発光手段で「概ね610nm～670nmの波長の光」、「概ね435nm～490nmの波長の光」及び「概ね495nm～570nmの波長の光」を発するものも、「赤色光を発光する赤色発光手段」、「青色光を発光する青色発光手段」、「緑色光を発光する緑色発光手段」に当たり、白色光を発光する発光手段もこれに含まれると主張する。

しかし、本件発明の特許請求の範囲及び本件明細書には、発する光に「概ね610nm～670nmの波長の光」を含む発光手段の全てが「赤色発光手段」に、発する光に「概ね435nm～490nmの波長の光」を含む発光手段の全てが「青色発光手段」に、発する光に「概ね495nm～570nmの波長の光」を含む発光手段の全てが「緑色発光手段」に、それぞれ少くとも1個以上備えていることを記載していない。

また、一般的な字義に照らしても、「白色光」と認識される光を発する発光手段を、「赤色発光手段」、「青色発光手段」又は「緑色発光手段」と称することは不自然であるところ、特許請求の範囲又は本件明細書において、このような解釈を正当化するような記載もない。

（イ）原告は、本件発明の「赤色発光手段」が「概ね610nm～670nmの波長の光」を発するものであれば足りる根拠として、本件明細書の【0024】に「発光部が有する各色の発光手段の数は一又は複数」と記載されていることを指摘する。

しかし、「各色の発光手段」の種類ではなく、「数」について「一又は複数」とされていることからすると、この記載は、むしろ、「発光部」が、「赤色発光手段」、「青色発光手段」及び「緑色発光手段」を、それぞれ少くとも1個以上備えていることを裏付けるものといふべきであつて、原告の主張の根拠となるものではない。

エ 小括

以上によれば、構成要件 A の「発光部」は、「赤色光」と認識される光を発する「赤色発光手段」及び「青色光」と認識される光を発する「青色発光手段」及び「緑色光」と認識される光を発光する「緑色発光手段」という3種類の発光手段を、それぞれ少くとも1個以上備えているものと解するのが相当である。

（2）本件各照明装置の構成

本件照明装置の発光部の構成イのとおり、本件各照明装置の光源は、昼光色と電球色の2種類のLEDによって構成されている。

（3）充足性の検討

本件各照明装置の昼光色のLED及び電球色のLEDは、いずれも「発光手段」に当たると認められる。

しかし、前記（1）のとおり、構成要件 A の「発光部」は、3種類の発光手段をそれぞれ少くとも1個以上備えているものであると解釈されるのに対し、本件各照明装置の発光手段は、昼光色のLED及び電球色のLEDの2種類の発光手段で構成されているものである。

また、本件各照明装置のLEDが発する光は、昼光色及び電球色であって、点灯時の状況を撮影した写真（乙2の写真4及び5）からは、いずれも、「赤色光」、「青色光」又は「緑色光」と認識することはできず、本件証拠によても、「赤色光」、「青色光」又は「緑色光」と認識される光であると認めるることはできない。したがって、本件各照明装置のLEDは、構成要件 A の「赤色光

を発光する赤色発光手段」、「青色光を発光する青色発光手段」又は「緑色光を発光する緑色発光手段」のいずれに当たるともいえない。

以上によれば、本件各照明装置が構成要件 A を充足するとは認められないというべきである。

3 爭点1-3（構成要件 C / D の充足性）について

（1）「調節部」の意義
原告は、構成要件 C / D の調節部に、使用者が手動で発光量の総和を略一定にしたまま発光量比を変化させる機能を備える構成が含まれると主張する。

そこで検討するに、本件発明の特許請求の範囲の記載によれば、構成要件 C / D の調節部について、「照明装置若しくはディスプレイ」（構成要件 E）が有する構成であつて、「覚醒度合生体情報取得部」が取得した「人の覚醒度合に関する生体情報」（構成要 B）に応じて三つの発光手段の発光量の総和を略一定にしたままそれぞれの発光手段の発光量比を変化させる機能を有するものであると規定されていると理解できる。

そうすると、「調節部」は、「照明装置若しくはディスプレイ」が有する構成であつて、かつ、「人の覚醒度合に関する生体情報」に応じて三つの発光手段の発光量の総和を略一定にしたままそれぞれの発光手段の発光量比を変化させるという機能を果たすために、「覚醒度合生体情報取得部」が取得した「人の覚醒度合に関する生体情報」が「調節部」に対して入力されるように構成されている必要があるといえる。

このように解される以上、発光量の総和を略一定にしたまま発光量比を変化させるために使用者による判断又は操作を介する者は、照明装置若しくはディスプレイ」が有する構成であるとはいえない、 「覚醒度合生体情報取得部」が入力されることによりそれに応じて上記の機能を果たす構成であるともいえないから、構成要件 C / D の「調節部」に当たるということはできない。

（2）本件各照明装置の構成

前提事実（6）イのとおり、本件各照明装置は、付属又は別売のリモコンによる操作が可能となっており、本件各照明装置の一部の商品においては、使用者が、当該リモコンに設けられた「白い色く>暖かい色」ボタンを押すことで、当該照明装置の色温度を何段階かで変更できる。また、本件各照明装置の一部の商品においては、使用者が、スマートフォンにインストールしたアプリ「あかりモ」を用いて、その実行画面に表示される「調光調色マップ」に設けられた白色外向きの三角を押すことで、当該照明装置の色温度を何段階かで変更できる。

（3）充足性の検討

前記（2）のとおり、本件照明装置は、使用者がリモコンに設けられた「白い色く>暖かい色」ボタン又はスマートフォンにインストールしたアプリ「あかりモ」の実行画面に表示される「調光調色マップ」に設けられた白色外向きの三角を押すことにより、色温度を変更することが可能となっているものであつて、これは「覚醒度合生体情報取得部」が取得した「人の覚醒度合に関する生体情報」を入力するものとはいえない。

また、「調節部」には、発光量の総和を略一定にしたまま発光量比を変化させるために使用者による判断又は操作を介するものを含むと解釈することはできないから、本件各照明装置が前記（2）の構成を有することをもって、「調節部」を備えているということはできない。

そして、以上によれば、本件各照明装置が構成要件 C / D を充足するとは認められないといふべきである。

第4 結論

よって、その余の点について判断するまでもなく、原告の請求は理由がないからこれを棄却することとして、主文のとおり判決する。

【この判決から学べるところ】

要約すると、被告製品が本件特許の技術的範囲に属するか否かの争点は、被告製品が本件特許の構成要件 A と C / D を備えているか否かである。が、被告製品は構成要件 A の「赤色発光手段」、「青色発光手段」及び「緑色発光手段」の3つを有する発光部を備えていない。また、本件特許の構成要件 C / D では、調節部が、覚醒度合生体情報取得部で取得した人の覚醒度合に関する生体情報に応じて前記三つの発光手段の発光量の総和を略一定にしたままそれぞれの発光手段の発光量比を変化させるようになっているが、被告製品では、使用者が手動で発光量の総和を略一定にしたまま発光量比を変化させるようになっていて、構成要件 C / D の「調節部」には当たらない。

とのことから、被告製品は本件特許の技術的範囲に入らない。このことは、本件特許の A 及び C / D の文言解釈から明らかであるといえる。

この件について、控訴人（一審の原告）が控訴したが、令和6年6月18日に棄却されている。

商標登録出願の拒絶理由通知書に対する意見書の提出期間（指定期間）と当該提出期間（指定期間）の延長について

文：弁理士 藤田 康文

商標登録出願を特許庁にした場合に、出願人の見解と特許庁の審査官の認定に齟齬が生ずる等して、拒絶理由通知書を受ける場合があります。このように拒絶理由通知書を特許庁の審査官から受けた場合に関して、この度は、意見書の提出期間の観点からその対応について以下に述べさせて頂きます。

■ 拒絶理由通知に対する意見書の提出期間（指定期間）について

拒絶理由通知書には、「これについて意見があれば、この書面発送の日から 40 日以内に意見書を提出してください。」等と記載されています。拒絶理由に納得できない場合には、拒絶理由通知書の上部に記載された発送日から 40 日以内に、特許庁の審査官宛に意見書を提出する必要があります。特許庁は、発送日から 40 日目の日付の計算用のサイトを設けていますので、下記にその URL をお知らせします。

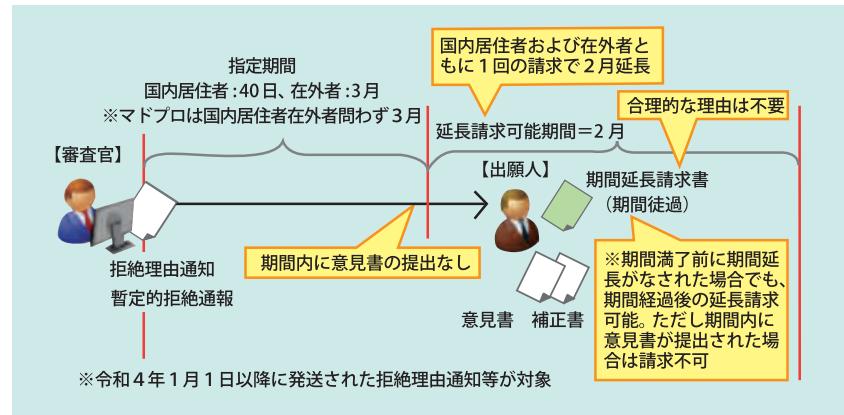
<https://www.jpo.go.jp/system/basic/otasuke-n/shohyo/kyozetsu/>

なお、利用の仕方としては、「提出期間を計算する」の語句のあるアイコンをクリックして「期間を計算する」のタイトルのサイトに進み、当該サイトの「発送日」の項目に、前記拒絶理由通知書に記載された発送日を入れ、「応答期間」の項目は「40 日」にして、「期間を確認する」の語句のあるアイコンをクリックするようにして下さい。40 日目が土曜日、日曜日か祝祭日でも、当該日にちが 40 日目として示されることに注意してください。

■ 意見書の提出期間（指定期間）の延長について

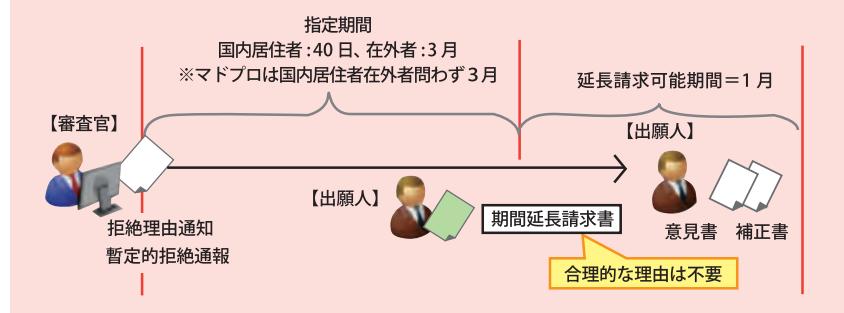
(1) 40 日+1 ヶ月となる期間の延長について

拒絶理由通知書の拒絶理由を検討した結果、発送日から 40 日以内では、意見書を提出して拒絶理由に反論することが難しいと判断した場合には、発送日から 40 日以内に期間延長請求書を提出すれば、1 ヶ月ほど意見書の提出期間を延長することが可能です。期間延長請求書には、延長理由の記載はいらず、かつ特許庁への費用は 2,100 円で済みます。



(2) 40 日+2 ヶ月となる期間の延長について

何らかの理由で拒絶理由通知の発送日から 40 日を経過していても、提出期限（発送日から 40 日目）から 2 ヶ月未満であれば、期間延長請求書（期間従過）を提出することで救済されます。トラブルなく手続きをするためには、意見書と期間延長請求書（期間従過）を同時に提出することが考えられます。期間延長請求書（期間従過）も、延長理由の記載はいらず、かつ特許庁への費用も 4,200 円で済みます。この点で、特許出願の期間延長請求書（期間従過）よりもかなり安価です。



(3) 40 日+1 ヶ月+2 ヶ月（合計 3 ヶ月）となる期間の延長について

商標登録出願は、意見書の提出期間（指定期間）の延長について、特許出願や意匠登録出願にはない独自の運用があります（上記表の右下の※の注釈）。この運用は、よく知られているとは言えませんので、以下に日付を示しつつ説明します。なお、期間延長請求書（期間従過）の提出のタイミングは少し難しいので注意が必要です。また、期間延長請求書を提出する前に意見書を提出してしまったら期間延長の利益を受けられなくなることも注意が必要です。

拒絶理由通知書に記載された発送日を 2024 年 11 月 1 日として説明します。この場合には、2024 年 11 月 1 日から 40 日以内（2024 年 12 月 11 日まで）に前記（1）の期間延長請求書を提出します。これにより、意見書の提出期間（指定期間）は、2025 年 1 月 11 日まで延長されます。（2）の期間延長請求書（期間従過）は、少なくとも 2025 年 1 月 11 日よりも後に提出する必要があります。2025 年 1 月 11 日までは延長により意見書の提出期間（指定期間）内になっていますので、「期間従過」してからの期間延長請求書の提出にならないからです。そして、例えば 2025 年 3 月 3 日に意見書と一緒に前記（2）の期間延長請求書（期間従過）を提出すれば、意見書の提出期間（指定期間）は 2025 年 3 月 11 日まで延長するので、意見書は提出期間（指定期間）内に提出されたこととなります。なお、2 つの期間延長請求書を提出しても、特許庁への費用は、6,300 円で済みます。

(4) 手続補正書のみの提出の場合の留意事項について

指定商品の削除等、拒絶理由通知書に記載された拒絶理由を解消するために手続補正書のみを提出する場合があります。

この場合には、拒絶理由通知書に記載された発送日から 40 日を経過していても、拒絶査定の謄本を受け取っていない限り、期間延長請求書を提出せずに、手続補正書を期間内の適法な手続きとして提出することができます。

これは、商標登録出願について、特許法の第 17 条の 2 第 1 項のような規定がなく、拒絶理由通知を受けても、商標法第 68 条の 40 第 1 項の「事件が審査（中略）に係属している場合に限り、その補正をすることができる。」の規定が適用されるためです。なお、国際商標登録出願の場合には異なりますので注意が必要です。

以上の通りですので、拒絶理由通知書を受けてしまった場合に、意見書の提出をお考えでしたら、拒絶理由の検討時間を確保するために、期間延長請求書や期間延長請求書（期間従過）の利用も考察して頂ければと思料いたします。

ネットワーク関連発明等の適切な権利保護に関する法改正の動きについて

文：弁理士 赤澤 高

1. はじめに

令和6年11月6日に行われた「産業構造審議会知的財産分科会 第50回特許制度小委員会」(以下、有識者検討会という。)において、国際的な事業活動におけるネットワーク関連発明等の適切な権利保護が議題に上がった。これは、いわゆる「ドワンゴ対FC2事件」の知財高裁判決を受けての特許法改正に向けての動きである。

以下に、その概要について紹介する。

2. 知財高裁令和4年7月20日判決(平成30年(ネ)第10077号) 「ドワンゴ1」事件

(1) 争点

被告は、プログラムを、米国内に存在するサーバから日本国内に所在するユーザに向けて配信しており、被告による、プログラムに係る電気通信回線を通じた提供(以下、単に「提供」という。)は、その一部が日本国外において行われるものである。

よって、海外に設置されたサーバによる動画配信サービスに対して日本の特許権を行使できるか否か(域外適用※の有無)が争点である。

※域外適用とは、国内法の地理的適用範囲は国家の領域内に限られることが原則(属地主義の原則)であるものの、一定の場合において、国内法は領域外にも適用される場合がある。このような場面を域外適用という。

(2) 対象特許(特許第4734471号)

【請求項9】

動画を再生するとともに、前記動画上にコメントを表示する表示装置のコンピュータを、前記動画を表示する領域である第1の表示欄に当該動画を再生して表示する動画再生手段、コメントの一部を、前記コメントを表示する領域であって一部の領域が前記第1の表示欄の少なくとも一部と重なっており他の領域が前記第1の表示欄の外側にある第2の表示欄のうち、前記第1の表示欄の外側であって前記第2の表示欄の内側に表示するコメント表示手段、として機能させるプログラム。

(3) 知財高裁の判断

我が国は、特許権について、いわゆる属地主義の原則を採用しており、これによれば、日本国の特許権は、日本国の領域内においてのみ効力を有するものである。本件通信の全てが日本国の領域内で完結していない面があることは否めない。

しかしながら、サーバ等の一部の設備を国外に移転するなどして容易に特許権侵害の責任を免れることとなってしまうところ、数多くの有用なネットワーク関連発明が存在する現代のデジタル社会において、かかる潜脱的な行為を許容することは著しく正義に反するというべきである。他方、特許発明の実施行行為につき、形式的にはその全ての要素が日本国の領域内で完結するものでないとしても、実質的かつ全体的にみて、それが日本国の領域内で行われたと評価し得るものであれば、これに日本国の特許権の効力を及ぼしても、前記の属地主義には反しないと解される。

(4) 知財高裁が示した域外適用を認める条件

- ①当該提供が日本国の領域外で行われる部分と領域内で行われる部分とに明確かつ容易に区別できるか、
- ②当該提供の制御が日本国の領域内で行われているか、
- ③当該提供が日本国の領域内に所在する顧客等に向けられたものか、
- ④当該提供によって得られる特許発明の効果が日本国の領域内において発現しているか

上記4条件を考慮の上、日本国特許法第2条第3項第1号にいうプログラムの

「提供」に該当するか判断する。

3. 知財高裁(大合議)令和5年5月26日判決 (令和4年(ネ)第10046号)「ドワンゴ2」事件

(1) 争点

サーバと複数の端末装置とを構成要素とする「システム」の発明において、当該サーバが日本国外で作り出され、存在する場合、発明の実施行行為である「生産」(特許法第2条第3項第1号)に該当し得るか否かが争点である。

(2) 対象特許(特許第6526304号)

【請求項1】

サーバと、これとネットワークを介して接続された複数の端末装置と、を備えるコメント配信システムであって、……

前記サーバが、前記動画と、前記コメント情報を前記端末装置に送信することにより、前記端末装置の表示装置には、前記動画と、前記コメント付与時間に対応する動画再生時間において、前記動画の少なくとも一部と重なって、水平方向に移動する前記第1コメント及び前記第2コメントと、が前記第1コメントと前記第2コメントとが重ならないように表示される、コメント配信システム。

(3) 知財高裁の判断

ネットワーク型システムの発明について、属地主義の原則を厳格に解釈し、当該システムを構成する要素の一部であるサーバが国外に存在することを理由に、一律に我が国の特許法2条3項の「実施」に該当しないと解することは、サーバを国外に設置さえすれば特許を容易に回避し得ることとなり、当該システムの発明に係る特許権について十分な保護を図ることができないこととなって、妥当ではない。

他方で、当該システムを構成する要素の一部である端末が国内に存在することを理由に、一律に特許法2条3項の「実施」に該当すると解することは、当該特許権の過剰な保護となり、経済活動に支障を生じる事態となり得るものであって、これも妥当ではない。

(4) 知財高裁が示した適用要件

- ①当該行為の具体的な態様
- ②当該システムを構成する各要素のうち国内に存在するものが当該発明において果たす機能・役割
- ③当該システムの利用によって当該発明の効果が得られる場所
- ④その利用が当該発明の特許権者の経済的利益に与える影響

上記4要件を総合的に考慮して、システムが、特許法第2条第3項第1号の「生産」に該当するか判断する。

4. 有識者検討会における議論の方向性

有識者検討会では、①実施の定義規定の明確化、②実質的に国内と認められる行為の判断基準の明確化、③間接侵害規定の整備の3つの観点から、条文をイメージしつつ議論をすすめる。

特に、②について、実施の「一部」が国内(発明の構成要件の一部が国外)である場合に、発明の「技術的効果」及び「経済的効果」が国内で発現していることを要件として、実質的に国内における行為と認められる(=日本の特許権の効力が及ぶ)ことを明文化する方向で今後議論がなされる。

5.まとめ

上記した内容の詳細につきましては、特許庁のホームページを御覧ください。

出典元

https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/tokkyo_shoi/document/50-shiryou/03.pdf

海外の特許事情

文：弁理士 稲吉康平

■ アメリカー 庁料金の改訂が決定

2024年夏号では、府料金の大幅な値上げが検討されていることをお伝えましたが、2024/11/20にアメリカ特許商標局は、料金の改定を発表し、2025/1/19より新料金が適用されることが決定しました。

標準的なケースでは、特許の出願から登録までに支払う府料金の総額が、約10%上昇します。さらに、以下のように大幅に値上げされたり新たに有料化されたりする手続もあり、注意が必要です。

- 親出願の出願日又は優先日から6年／9年を超えて出願される継続／分割出願に、新たに2700ドル／4000ドルの追加料金が加算されます。
- 出願時のクレーム超過料金が、20項を超える従属クレームについては100ドル／クレームから200ドル／クレームに、

3項を超える独立クレームについては480ドル／クレームから600ドル／クレームに大幅に値上げされます。

- 2回目以降のRCEの申請料が、2000ドルから2860ドルに大幅に値上げされます。
- 累積文献数が51～100／101～200／201～件となるIDSに、新たに200/500/800ドルの追加料金が加算されます。
- 意匠出願に関する料金が、平均で約50%値上げされます。一方で、以下のように当初案からの修正もあり、これらは概ね出願人にとって有利な変更となっています。
- ターミナルディスクレイマーの申請料について、審査段階に応じた段階料金とする案が見送されました。
- 継続／分割出願に課される追加料金について、時期的要件が緩和されました。
- RCEの申請料について、3回目以降をより高額とする段階料金が見送されました。
- いずれにしろ、大幅な値上げであることに変わりはありません。日本の出願人にとっては、円安による悪影響も加味され、出願コストの大幅増となることから、出願戦略の見直しを求められることになるかと思います。

■ アメリカ AFCP 2.0 の廃止

2013年に試験導入され、試行期間が繰り返し延長されてきたAfter Final Consideration Pilot Program (AFCP 2.0)ですが、正式採用とならず2024/12/14をもって終了となりました。

AFCP 2.0は、Final Office Actionを受領した後でも、申請すれば一定の再審査が受けられる制度です。高額なRCEを請求しなくても再審査が受けられることから、出願人にとっては、コスト面で非常にありがたい制度でした。一方で、申請料が無料であったことから、濫用により形骸化している部分もあつたよう思います。

USPTOは、当初、上記の府料金改訂の一環として、AFCP 2.0の申請を有料(500ドル)にすることを提案していました。しかし、有料化への反対意見が多くたとして、一転して廃止を決定しました。

今後は、拒絶を受けた出願について、柔軟な応答方針が立てづらくなります。また、RCEの申請料も値上げされることから、審査を続行するかどうかについて、より早期の決断を迫られることになります。

著作物等に対するフリーランス法の適用について

弁護士 中井 英登

1 はじめに

2024年11月1日に特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律(以下「フリーランス法」といいます。)が施行されました。委託に係る業務の遂行過程を通じて、給付に関し、特定受託事業者(注1)の著作権その他の知的財産権が発生する場合には、業務委託事業者(注2)は、フリーランス法の定めを遵守する必要があります。また、フリーランス法の適用とは別に、一定の取引には、独占禁止法及び下請法(以下、独占禁止法と下請法を併せて、「独占禁止法等」といいます。)も適用されます。

以下、委託に係る業務の遂行過程を通じて、給付に関し、特定受託事業者の知的財産権が発生する場合における、フリーランス法の適用上の留意点について述べます。

2 業務委託の際の明示義務

業務委託事業者は、特定受託事業者に業務委託をした場合には、直ちに、公正取引委員会関係特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律施行規則(以下「公取委規則」といいます。)第1条に定めるところにより、明示すべき事項を、書面又は電磁的方法により特定受託事業者に対し明示しなければなりません(フリーランス法第3条。以下、当該書面又は電磁的方法による明示を「3条通知」といいます。)。そして、委託に係る業務の遂行過程を通じて、給付に関し、特定受託事業者の知的財産権が発生する場合には、業務委託事業者は、以下の事項に留意する必要があります。

(1) 知的財産権の譲渡・許諾の範囲の明示

業務委託事業者は、3条通知において特定受託事業者の給付の内容を明示しなければなりません(公取委規則第1条第1項第3号)。そして、業務委託の目的たる給付に関し、特定受託事業者の知的財産権が発生する場合において、業務委託事業者が、目的物を給付させる(役務の提供については、役務を提供させる)とともに、業務委託の目的たる使用の範囲を超えて知的財産権を自らに譲渡・許諾させることを「給付の内容」とした場合には、業務委託者は、3条通知の「給付の内容」の一部として、当該知的財産権の譲渡・許諾の範囲を明確に記載する必要があります(注3)。

(2) 知的財産権の譲渡・許諾に係る対価の額の明示

業務委託事業者は、3条通知において報酬の額及び支払期日を明示しなければなりません(公取委規則第1条第1項第7号)。そして、業務委託の目的物たる給付に関し、特定受託事業者の知的財産権が発生する場合において、業務委託事業者が、目的物を給付させる(役務の提供については、役務を提供させる)とともに、当該知的財産権を自らに譲渡・許諾させることを含めて業務委託を行う場合には、当該知的財産権の譲渡・許諾に係る対価を報酬に加える必要があります(注4)

3 フリーランス法と独占禁止法等の適用関係

業務委託の相手方が特定受託事業者の場合にも、取引の発注者が事業者であれば独占禁止法が、取引の発注者が資本金1,000万円超の法人であれば下請法が適用されます。具体的には、業務委託に伴い特定受託事業者に知的財産権が発生・帰属する場合に、特定業務委託事業者(注5)が、これらの権利が自己との取引の過程で得られたことを理由に、一方的に作成の目的たる使用の範囲を超えて当該権利を自己に帰属させる場合で、かつ、上記の業務委託を行う期間が1か月以上の場合(注6)などです。上記の場合には、不当な経済上の利益の提供要請を禁止したフリーランス法第5条第1項第5号の適用があり得るほか(注7)、継続して取引する業務委託事業者に対して、自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供されることで、当該業務委託事業者に正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとなるときは(注8)、優越的地位の濫用として独占禁止法第2条第9項第5号の適用が問題になります。

ただし、フリーランス法と独占禁止法等に重複して違反する場合でも、行政による法執行上、フリーランス法が優先され、重ねて独占禁止法等に基づく措置が取られることはありません(注9)。

(注1) 特定受託事業者とは、業務委託の相手方である事業者であって、①個人であって、従業員を使用しないもの、②法人であって、一の代表者以外に他の役員(理事、取締役、執行役、業務を執行する社員、監事若しくは監査役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)がなく、かつ、従業員を使用しないもののいずれかに該当するものをいい、組織としての実態を有しないものです(フリーランス法第2条第1項)。

(注2) 業務委託事業者とは、特定受託事業者に業務委託をする事業者です(フリーランス法第2条第6項)。

(注3) 公正取引委員会・厚生労働省・令和6年5月31日「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律の考え方」(以下「考え方」といいます。)8頁参照。

(注4) 考え方10頁

(注5) 特定業務委託事業者とは、業務委託事業者であって、①個人であって、従業員を使用するもの、②法人であって、二以上の役員があり、又は従業員を使用するもののいずれかに該当するものです(フリーランス法第2条第6項)。

(注6) 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律施行令第1条参照。

(注7) 不当な経済上の利益の提供要請の具体例については、考え方38頁参照。

(注8) 不当に不利益を与えるか否かの判断基準については、令和6年10月18日改定「フリーランスとして安心して働く環境を整備するためのガイドライン」18頁参照。

(注9) 公正取引委員会・令和6年5月31日「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律と独占禁止法及び下請法との適用関係等の考え方」参照。

銀座界隈

てくてく グルメ



と
つ
て
お
き
の
お
店
を
ご
紹
介
し
ま
す。

光陽の近くにある人気のグルメスポットに行ってみました！

MAP



和匠銀座松月

■ 電話 : 03-6264-5258



銀座 Sun-mi 本店 フランス料理 EMU

■ 電話 : 03-5568-3300



住所 : 東京都中央区銀座 8 丁目 8-8

GINZA888 ビル 3 階

銀座駅から5分新橋駅からは3分、銀座中央通りに位置する「和匠銀座松月」は落ち着いた空間で上質な日本料理を味わえるお店です。

お料理は基本コースのみ、ランチは6,500円から。今回いただいたのはランチ「華月コース」8,800円(税込)。目にも美しい旬菜七種の盛合わせや、芳洲直送のお造りに茶わん蒸し、厳選されたA5黒毛和牛のサーロインステーキを楽しんだ後に提供されるのが、一組ずつ炊き上げる魚沼産特Aこしひかりの土鍋御飯。

つやつやで優しい甘みのご飯に、ご飯のお供になる副菜やお出汁が付いて、お茶漬けのようについていただくことができます。食べきれなかったご飯はお持ち帰り用に持たせてくださいました。最後には京都小山園のお抹茶とお茶菓子をいただき、大満足な時間を過ごすことができました。

随所におもてなしの心が感じられる「和匠銀座松月」で、ゆっくりとした時間を過ごすのはいかがでしょうか。

■ 営業時間 : 昼 11:30 ~ 15:00 (L.O.13:30)

夜 17:30 ~ 22:00 (L.O.21:00)

■ 定休日 : 不定休

■ 電話 : 03-5568-3300

住所 : 東京都中央区銀座 6-3-9

Sun-mi 高松ビル

地下鉄銀座駅から徒歩 3 分の所に位置するサンミ高松本店は、10階建てのビル全体がレストランとなっており、和食・フレンチ・イタリアンのお店が揃っております。昭和50年創業の歴史あるレストランで、昔ながらの伝統的手法により厳選食材を使用して調理しております。

紹介するのは「フランス料理 EMU」。ランチは5,500円から揃っていますが、今回は「エクサラン(8,800円)」を注文しました。ランチですがフルコースになっており、最高級の食材を使用されたフランス料理の真髄を極めたお料理を頂きました。また、料理に使用するソースは、牛筋と香味野菜を炒め10日間かけて煮込んだ自慢のソースで、これぞプロの技という絶品のお味でした。

フロアスタッフの方達もサービス精神とユーモアたっぷりで大変心地の良いひとときでした。接待や特別な時間に、広々な上質空間で心ゆくまで伝統フランス料理をお楽しみいただいてはいかがでしょうか。

■ 営業時間 :

【月~金】 ランチ 11:00 ~ 15:00 (L.O.14:30) ディナー 17:00 ~ 22:00 (L.O.20:00)

【土・日・祝】 ランチ 11:00 ~ 15:30 (L.O.14:30) ディナー 17:00 ~ 22:00 (L.O.20:00)

※() 内の時間はラストオーダーの時間です

■ 定休日 : 無し (年末年始除く)



KOYO

光陽国際特許事務所

光陽国際特許事務所 Koyo International Patent Firm

〒100-0006 東京都千代田区有楽町 1-1-3 東京宝塚ビル 17 階

TEL : 03-5251-5721 (代表) FAX : 03-5251-5727

URL : <http://www.koyo-patent.co.jp>